

令和3年第9回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日（金）
開会時刻：9時58分 閉会時刻：10時15分
2. 早島町役場 2階第一会議室
3. 出席委員
12名
4. 欠席委員
なし
5. 傍聴人数
なし
6. 議事日程
議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第12号 農地法第5条の規定による転用届出について
7. 農業委員会事務局員
2名

事務局長（●● ●●君）

ただいまから令和3年第9回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員12名、欠席委員0名でありますので農業委員会等に関する法律第21条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行は●●会長によりお願いいたします。

議長（●● ●●君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（●● ●●君）

それでは、議事録署名委員は、3番の●● ●●委員、4番の● ●委員にお願いします。よろしくお願いします。

【両委員了承】

議長（●● ●●君）

それでは、日程1の議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

なお本件について、1番の●● ●●委員は利害関係人でありますので、一時退室を願います。

【●●委員退室】

議長（●● ●●君）

それでは事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書2ページをご覧ください。議案第23号・番号1について、農地の所在は早島字壺丁田●●●●番●、地目が田、面積が13㎡、早島字壺丁田●●●●番●●、地目が田、面積が785㎡で合計2筆、798㎡で農地区分は第3種です。申請人は早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●●さんで、転用目的は貸露天駐車場で、申請事由は「運送業者より露天駐車場用地を貸して欲しい旨の申し出があり、貸露天駐車場とするため。」です。位置図は3ペー

ジです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を7番 ●● ●●委員からよろしくをお願いします。

7番（●● ●●君）

9月7日に現地確認を行いました。場所は●●の●●●●●●●●●●●●●●の南側です。現状は畑の様になっており、●●の運送業者さんへ貸露天駐車場として貸されるそうです。特に問題は無いと思います。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6番（●● ●●君）

周辺に住宅団地もありますし、小さい子供さん達もたくさんいる地域でもありますので、交通の問題については十分配慮するように転用業者へ指導していただきたいと思います。

事務局長（●● ●●君）

出入口につきまして、安全対策を行うように転用業者へは既にお伝えしております。

議長（●● ●●君）

他にありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第23号・番号1については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第23号・番号1については許可されました。
ここで●●委員の入室を認めます。

【●●委員入室】

議長（●● ●●君）

続きまして、日程2の報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書4ページをご覧ください。報告第11号・番号1について、早島町前潟●●●番地にお住いの●● ●さんが早島町前潟●●●番地の●● ●●さんの農地を相続により所有権及び賃借権を取得したことによる届出となっております。届出に係る農地は前潟字三ノ割●●●番、地目が田、面積が1,146㎡、前潟字五ノ割●●●番●、地目が田、面積が526㎡、前潟字五ノ割●●●番●、地目が田、面積が268㎡、前潟字五ノ割●●●番、地目が田、面積が1,460㎡、前潟字六ノ割●●●番●、地目が田、面積が323㎡、前潟字六ノ割●●●番●、地目が田、面積が118㎡、前潟字六ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,592㎡、前潟字三ノ割●●●番、地目が田、面積が2,280㎡で合計8筆、7,713㎡です。位置図は5ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関してご質問等ございませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、以上で報告第11号を終わります。

議長（●● ●●君）

続きまして、日程3の報告第12号 農地法第5条の規定による転用届出について、事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書6ページをご覧ください。報告第12号・番号1から3について、一括してご報告いたします。

番号1について、権利の種類は所有権の移転です。届出に係る農地は前潟字五ノ割●●●番●、地目が田、面積が189㎡です。譲渡人は早島町前潟●●●番地にお住いの●●●●さん、譲受人は早島町早島●●●●番地●●●●●●●●●●にお住いの●●●●●●●●●●さんです。転用目的は自己専用住宅です。位置図は7ページです。

続いて番号2について、権利の種類は使用貸借権の設定です。届出に係る農地は前潟字五ノ割●●●番●、地目が田、面積が13㎡です。譲渡人は同じく●●●●●●●●●●さん、譲受人は早島町前潟●●●●●●●●●●番地●●●●●●●●●●にお住いの●●●●●●●●●●さんです。転用目的は進入路です。位置図は7ページです。

続いて番号3について、権利の種類は所有権の移転です。届出に係る農地は前潟字五ノ割●●●番●、地目が田、面積が259㎡です。譲渡人は同じく●●●●●●●●●●さん、譲受人は岡山市南区大福●●●●●●●●●●番●にお住いの●●●●●●●●●●さんです。転用目的は自己専用住宅です。位置図は7ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関してご質問等ございませんか。

3番（●● ●●君）

こういった届出の案件については、市街化区域ですから委員会に諮る必要は無いのですが、事務局の方で内容をチェックしたあと、受付だけして処理するのですか。それとも受理した通知を出すのですか。

事務局（●● ●●君）

5条の届出については、当日受付をします。内容や必要書類がそろっているかを審査し、受理通知書を発行するという流れになります。

3番（●● ●●君）

わかりました。

議長（●● ●●君）

他にありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、以上で報告第12号を終わります。
それでは、その他について事務局からお願いします。

事務局（●● ●●君）

次回の農業委員会は10月11日（月）10時からを予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願い致します。

以上で、その他の報告事項を終わります。

議長（●● ●●君）

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。
令和3年第9回早島町農業委員会を閉会いたします。